

セクハラ(セクシュアルハラスメント)を受けたら

- ・嫌がっているのに肩を揉んだり、背中に手を回しながら話しかけられる。
- ・取引先と商談後、強引にホテルに誘われた。はっきり断ったところ、その後不倫しているなどと悪い噂を広められた。
- ・職場内で性的被害にあったが、周囲に相談できるような雰囲気がない。
- ・自分では親しみを込めて仲良くしていたつもりが、セクハラ上司と言われ、どうしてよいか分からない。



◆ 基本のきほん

◎職場におけるセクシュアルハラスメント

- ○男女雇用機会均等法(以下「均等法」という。)上の職 場におけるセクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」い う。)とは、「職場」において行われる、「労働者」の意に 反する「性的な言動」に対する労働者の対応により労働 条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により 就業環境が害されることです。
- ○事業主には、セクハラを防止するために、労働者からの 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずるこ とが義務づけれられています。
- ○「職場」とは、通常働いている場所の他、出張先、取引 先の事務所、顧客の自宅、取材先、業務で使用する車 中も含まれ、勤務時間外の宴会(実質的に業務の延長 と考えられるもの)も該当します。
- ○「労働者」とは、パートタイム労働者、契約社員、派遣労 働者などいわゆる非正規労働者を含みます。
- ○「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行 動をいいます。

事業主(その者が法人である場合にあっては、その役 員)、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又は その雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校 における生徒等もセクハラの行為者になり得ます。

◎職場におけるセクハラの種類

○こうしたセクハラ行為は、2種類に分けられます。

①対価型セクハラ

労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒 否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受ける こと

【典型例】

- ・出張中の車内で、上司が労働者の腰や胸に触った が、抵抗されたため、その労働者に不利益な配置 転換をした。
- 事務所内で、事業主が日頃から労働者の性的な話 題を公然と発言していたが、抗議されたため、その 労働者を解雇した。

②環境型セクハラ

性的な言動が行われることで職場の環境が不快なも のとなったため、労働者が就業する上で見過ごすこ とができない程度の支障が生じること

【典型例】

- ・勤務先の廊下やエレベーター内などで、上司が労 働者の腰などに度々触るので、部下が苦痛に感じ て、就業意欲が低下している。
- ・同僚が社内や取引先などに対して性的な内容のう わさを流したため、仕事が手につかない。

◎セクハラの判断基準

○セクハラの状況は多様であり、判断にあたり個別の状 況を斟酌する必要があります。その判断にあたっては、 労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止ための措 置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必 要といわれています。

◎セクハラの法的規制

①民事上の扱い

セクハラは人権侵害、人格権の侵害の問題です。 まず、セクハラをした本人は、その行為が民法の不法行 為にあたると判断されれば、損害賠償の責任がありま す。

また、会社は日ごろから労働者の職場環境を調整する 義務を負います。仮に職場で不適切な事案が発生し、 それを知りながら、的確な事後処理を怠った場合は、 使用者責任を問われることもあります。

②事業主の責務

- ○均等法において、事業主には 次のことが義務付けられ ています。
- ○事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 セクハラの内容、「セクハラが起きてはならない」旨を就 業規則等の規定や文書等に記載して周知啓発する
- ☆事業主は、当該問題に対するその雇用する労働者の関 心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者 に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施そ の他の必要な配慮しなければなりません。
- ○相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要 な体制の整備

セクハラの被害を受けた者や目撃した者などが相談し やすい相談窓口(相談担当者)を社内に設ける

- ○セクハラの相談があったとき、すみやかに事実確認し、 被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、改 めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う
- ☆事業主は、労働者が職場における性的な言動に起因す る問題に関する相談を行ったこと又は事業主による当 該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理 由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取 扱いをしてはなりません。

☆事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを 行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等) への協力を求められた場合、これに応じるよう努めな ければなりません。

③労働者の責務

☆労働者は、当該問題に対する関心と理解を深め、他の 労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事 業主の講ずる職場における性的な言動に起因する問 題に関する雇用管理上の措置に協力するように努めな ければなりません。

※☆は令和2年6月1日施行です。

④労働者派遣法の規定

派遣労働者については、派遣元事業主だけではなく、 派遣先事業主も指揮命令者としての措置を講じなけれ ばなりません。(同法第47条の2)



❤️ こんな対処法があります!

①まず、自分でできること

●落ち度があったのは自分だと、自分を責めないこと。自 分が受けた行為「いつ、どこで、誰が、どのようなことを したのか、目撃者はいたか、同様の被害を受けている 人はいるか」を記録します。

また、今後、加害者や会社と様々な形で話合いなどが なされると思いますが、その言い分や対応も記録して おいた方が良いでしょう。必要なら録音などを取ってお くと、証拠となる場合があります。

●相手にはっきり、こうした行為はセクハラになるからや めてくれと伝えます。我慢したり、無視したりすることは 事態をさらに悪化させることにもなりかねません。

また、止めなければ、会社の相談窓口や上司、公の相 談窓口などに相談する用意があることを伝えます。

②相談機関を利用する

- ●会社や労働組合に相談窓口、苦情処理窓口があるか どうか確認しましょう。
- ●相談・苦情処理窓口や、責任を持って対応してくれる上 司がいればその上司に相談します。その際は、事実を 正直に話しましょう。これは勇気のいることですが、ここ で故意に嘘をついたりすると信頼関係を損ない、問題 解決に支障をきたすことになります。

社内事情によっては、会社や労働組合が親身に相談に 応じてくれない、被害者本人や証言してくれる協力者 などの秘密を守ってくれるかどうか不安ということもあ り得ますので、公的な機関を利用するのも有益です。

- ●労働局は、均等法に基づきセクハラに関する紛争につ いて「助言、指導又は勧告」、「調停」を行います。県の 労働センターは、会社との話し合いの仲立ちとして 「あっせん指導」を行うことがあります。ただし、これら の制度は、強制力を持っていないため、会社側が応じ ない場合は解決が難しい場合があります。
- ●どうしても問題が解決しない場合は、法的手段に訴え る方法もあります。県や弁護士会の弁護士相談で、ア ドバイスを受けることもできます。

なお、セクハラで訴訟を起こしたことを理由に、会社が 不利益な取扱いをすることは許されません。

- ●精神的に深刻な影響を受けた場合は、専門医(診療内 科医など)の診断や専門家のカウンセリングを受けるな ど、心のケアも大切になります。
- ●強姦、強制わいせつなど重大な性的被害は、神奈川県 警捜査第一課(性犯罪110番)に相談しましょう。

セクハラに関する相談は

○かながわ労働センター本所・支所(下部参照)(祝・休日、年末年始を除く)

○かながわ労働センター本所内「女性のための労働相談」

「女性職員による労働相談」TEL:(045)662—6110 ※女性相談希望とお伝えください

(祝・休日、年末年始を除く 第2・5金曜日)

「女性弁護士による労働相談」予約先TEL:(045)662—6110

(祝・休日、年末年始を除く 奇数月第2火曜日)

○マザーズハローワーク横浜内「女性のための労働相談」

「女性職員による労働相談」TEL:(045)320-0335

(祝・休日、年末年始を除く 第1・3金曜日)

「女性弁護士による労働相談」予約先TEL: (045)662-6110

(祝・休日、年末年始を除く 第4金曜日)

○マザーズハローワーク相模原内「女性のための労働相談」

「女性弁護士による労働相談」予約先TEL: (046)296-7311

(祝・休日、年末年始を除く 偶数月第3木曜日)

○神奈川労働局雇用環境·均等部指導課 TEL:(045)211-7380

(祝・休日、年末年始を除く)

○神奈川県警捜査第一課(性犯罪110番) TEL:0120-38-8103(女性からの相談限定)

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html 所(045)633-6110(代) 川崎支所(044)833-3141 発行 神奈川県かながわ労働センター 湘南支所 (0463)22-2711(代) 横浜市中区寿町1-4 〒231-8583 県央支所 (046)296-7311